佐賀県文化財調査報告書 第二十一集

鳥栖市山浦古墳群

佐賀県教育委員会

佐賀県教育庁文化課

佐賀県文化財調査報告書　第二十一集

鳥栖市山浦古墳群

佐賀県教育庁文化課

佐賀県教育委員会

発刊のことば

佐賀県住宅供給公社が分譲住宅を建設する予定地である烏栖市大字山浦字五本谷二四六六の一番地の低丘陵地に古墳群が築成されていることが明らかとなったのは、この低丘陵上の樹木が伐採された昭和四十四年十一月のことであった。県教育委員会は、県住宅供給公社へ古墳群の存在を連絡するとともに、工事着工前における古墳群の発掘調査の必要性を認め、その善処方について申し入れた。

県住宅供給公社理事長から県教育委員会に対して、この古墳群の緊急発掘調査の依頼があったので、県教育委員会では山浦古墳群発掘調査委員会を設け、発掘調査を実施した。年頭の寒天のもとで、短期間にこの調査を実施していただいた調査員の皆さま方の労苦に対して厚くお礼申しあげるとともに、多忙の際にこの報告書をまとめていただいた執筆者の方々に感謝の意を表する次第であります。

この報告書は、短期間でまとめられたものであるため、将来さらに再検討を要する点もあろうかと考えられるのであるが、県内の群集墳としては、極めて特色あるものの一つとして、古墳時代における墓制研究上注目すべきものがあり、古墳文化の研究に貢献するところもあろうかと考えられるので、広く資料として活用いただくことを期待している次第であります。

昭和四十八年四月

佐賀県教育委員会

教育長　大園　弘

本文目次

一、発掘調査の経過……（一）
二、遺跡の環境……（五）
三、遺跡の概要……（六）
四、封土……（七）
五、内部主体……（一〇）
六、遺物……（一八）
七、総括……（二三）

一、発掘調査の経過

鳥栖市山浦古墳群の発掘調査は、佐賀県住宅供給公社の住宅建設に伴のう緊急調査であって、県教育委員会が住宅供給公社の依頼を受けて、調査を実施したものである。県教育委員会は、山浦古墳群発掘調査委員会を設け、昭和四十五年一月八日から一月十四日まで七日間の予定をもって発掘調査を実施した。

しかし、調査期間が短かかった上に、遺構は予想外に複雑であったため、発電ランプ使用による夜間作業を継続しなければならない非常に苦しい調査となり、寒気も相当にひどくて調査員の疲労は図り知れないものがあった。しかしながら最後に発見された一基は、遂に調査を完了することができなかったため、調査期間がすぎた後、鳥栖工業高等学校の松隈嵩・大隈悟両教諭の指導により鳥栖工業高等学校の生徒によって発掘調査が実施された。

鳥栖市麗公民館を調査団本部として、調査員はここに宿泊し、入浴は公民館および麓小学校の世話になった。

1　発掘調査員

県教育委員会社会教育課　木下之治、安本雪男、柴元静雄、久保国吾、中島成男、谷口勝義

県　文　化　館　木下巧

県　立　図　書　館　森醇一朗

県　税　事　務　所　奥村　弘

三　神　教　育　事　務　所　久保一郎、小宮覚

佐賀市教育委員会　宮崎昌治、北原学、杉町義典

鳥栖市教育委員会　東田福男、原野直人
鹿島市教育委員会　堤　広美
有明町教育委員会　渕上茂生
西有田町公民館　吉永　誠
東脊振村公民館　副島夏美
中原町公民館　有馬　実
上峰村公民館　碇　勝征、福永ミツヨ
鳥栖工業高等学校　松隈　嵩、大隈　悟
白石中学校　石隈喜佐雄
鹿島市東部中学校　佐々木勝
神崎中学校　柳川俊二
佐賀大学考古学研究会　正木勝利、山下雅弘、宝蔵寺博、大坪賢市、古賀紀裕、木下ちさと、藤井要、原崎寿、井手口正博、桝谷秀秋、合原茂宜、藤戸直美、菊川一夫、中村節次
鹿島高等学校生。佐賀東高等学校生。鳥栖工業高等学校生

2　発掘調査日誌

一月八日（木）　晴天時々曇

十一時から現地の第一号墳のところで鍬入れ式を挙行す。事業者側として江川県住宅供給公社事務局長、発掘調査委員会側として白浜県社会教育課長のほか調査員一五名、地元鳥栖市教育委員会教育次長等が参列す。

●十三時より十七時五十分まで発掘作業を行なう。第一号墳と第二号墳との石室内落下土砂の排土作業、第三号墳と第四号墳の内部主体の確認調査作業を四班編成で実施す。

一月九日（金）　晴天時々曇

七時五十分から十八時まで五班に分かれて発掘作業を実施す。第一号墳の石室内落下土砂の除去、第二号墳の石室内落下土砂の除去と羨道部の調査、第三号墳は内部主体が粘土槨であることを確認しその清掃と封土断面の調査、第四号墳の内部主体も第三号墳と同じく粘土槨であり鉄剣一口出土、第五号墳は内部主体の構造は確認できなかったが鉄刀一口が出土。

一月十日（土）　曇天時々小雨

七時五十分から十八時十分まで、発掘作業と遺物の水洗い作業を実施し、夜間は遺物の整理および実測を行なう。

一月十一日（日）　曇天のち晴

七時五十分より十八時十分まで現地作業、夜間は宿舎で遺物の整理作業を行なう。第一号墳は玄室の排土作業を終り羨道部の排土作業に移る、第二号墳は玄室および前室の排土作業終了、第三号墳は粘土槨内部の清掃を終り写真撮影、第四号墳の実側、第五号墳は内部主体が土坑と推定されるが遺構の確認ができず本日で作業を中止す、第六号墳の内部主体は箱式石棺で石棺内南端から玉類出土、第七号墳の内部主体は箱式石棺であることが確認され蓋石上部の排土作業を終り蓋石の実測、第八号墳の石室内落下の石や土砂の除去作業、遺構の可能性が考慮される地点二か所にトレンチを設定し発掘。

一月十二日（月）　晴天時々曇

八時より現地調査を開始したが、予定期間内の終了が困難視されるため、発電機を借用して夜間作業を継続し、翌朝

二時に現地作業を打切る。第一号墳の羨道部の排土作業終了し写真撮影、第二号墳の羨道部の排土作業完了、第三号墳は実測に着手、第六号墳の石室実測をなし断面図のみ終了、第七号墳は蓋石をはずし石棺内の排土作業を行なったが壁面は鉄丹塗りで遺物は発見されず、第八号墳の石室内の塊石および土砂の排除作業を行ない夜間作業の際は全員これに当り床面を残しほぼ終了、第九号墳は蓋石の欠失した箱式石棺であったが内部清掃の結果東側から玉類を相当数発見す。遺構の可能性ある三カ所を選んでトレンチを設定し調査に当ったが遺構は確認されず。

一月十三日（火）　曇天

八時から十八時まで現地作業を継続し、十九時から宿舎において調査員の分散会を開催したが、実測完了の見通しがつかないため、二十一時から翌朝二時まで一部の調査員は発電機を使って第一号墳と第九号墳との実測に当る。第八号墳の石室内へ落下している巨石の排除に時間がかかり作業余り進捗せず、第一〇号墳は周濠の存在と構造とを確認したが内部主体は未確認、第一・第二・第六・第七・第八・第九の各号の実測を分担して実施、鳥栖工業高校生四〇名の援助を受く。

一月十四日（水）　曇天

八時二十分より十八時まで現地作業を実施したが、調査員は分担して宿舎や遺物の整理作業、鳥栖市教育委員会および鳥栖工業高校へのあいさつ、発掘用具の運搬等に当る。第一・第二・第三・第六・第七・第九号の実測を継続し完了、第八号墳は石室内の排土作業を午前中に終り午後実測、第一〇号墳は周濠の部分の発掘を継続するとともに内部遺構の確認に努めたが確認できず松隈・大隈の両調査員に事後処理を依頼す。調査団を解散し、調査員は全員宿舎を引きあげ帰宅す。

本調査報告書は、木下之治が執筆し、図面の整理等も執筆者が行なったが、出土遺物の撮影には県立博物館学芸員の森醇一朗が当った。

二、遺跡の環境

標高八四七・五メートルの九千部山の東南麓に、標高僅か二五メートル余りの舌状低丘陵が西北方から東南方へのびて水田に没しているが、山浦古墳群はこの舌状低丘陵に営まれている古墳群であって、鳥栖市大字山浦字五本谷二四六六番地の一に所在している。この低丘陵は、長さ三〇〇メートル、最大幅一八〇メートル余り、基部の方から先端部の方へ次第に狭くなっている典型的な舌状低丘陵であって、西・東・南の三方は水田によって囲まれており、水田面からの比高は一〇～一五メートル余りにすぎない。この低丘陵の大半は雑木林であったが、丘麓の一部は畑地として開かれていて、西北部の方は墓地に利用されていた。この低丘陵と山麓との接合部あたりを県道が貫通しているが、この県道沿いに集落が発達している。

この低丘陵の南方至近のところには、古代烽の跡と推定されている標高一三二・九メートルの朝日山が、神奈備山形の秀麗な山容を呈しており、東方至近のところを安良川が蛇行しながら南流している。

この山浦古墳群の西北方約一・五キロの谷あいのところには、横穴式石室を内部主体とする小円墳群が分布しており、西南方約一キロの国鉄麓駅の東方至近のところには、箱式石棺を内部主体とする十数基からなる小円墳群の薄尾古墳群が分布していたが、完全に湮滅してしまっている。山浦古墳群を中心とする周辺地域は、余り耕地に恵まれていないためか、古墳の分布は濃密ではない。

この山浦古墳群の所在する地域は、かっては養父郡に属していて、肥前風土記の養父郡四郷の中の狭山郷をこの地に比定する説もある（松尾禎作著「肥前風土記の研究」）。また、山浦の西南部には、「市の坪・四の坪」などの地名が残ってい

て、条里制の名残りをとどめている。

三、遺跡の概要

発掘調査の対象は、この低丘陵の全域に所在しているすべての遺構と遺物であることはいうまでもないが、西北部にある近世以降の墓地は調査対象から除外し、外見的に確認された古墳を一応その調査対象とすることに決定した。事前調査の結果七基の古墳の分布が一応推定されたのであるが、発掘調査の結果は一〇基を確認するに至った。しかし、この一〇基の古墳の他にも土坑墓等が築成されている可能性が推定されたのであるが、全域にわたる完全な遺構調査を実施することはできなかった。

この古墳群は、丘陵の尾根上に尾根の走向にそうて四基がほぼ等間隔で並び、他の六基の中の一基は尾根の走向線の最末端近くに築成されていて、半数に当る五基が尾根の中心走向線上に、ほぼ一直線になって築成されている。残る五基は、尾根の走向線の東北側にのみ分布していて、西南部には一基も築成されていない点が注目される。一〇基の中九基は、尾根上または尾根近くの斜面に、西北から東南の方向、すなはち丘陵の走向に沿うて一二～四五メートルの間隔で、約二四〇メートルの間に、約八メートルの高低差をもって分布している。しかし、一基のみは丘陵の基部近く尾根から七八メートル離れた丘麓に孤立して築成されている。

古墳の内部主体の方向は、尾根上の四基の中三基が尾根の走向線とほぼ直角の方向に築成されていて、他は尾根の走向線とほぼ平行して築かれている。この古墳群はすべて円墳であるが、封土の破壊は相当に進んでいて、内部主体が箱式石棺である古墳の封土は、その痕跡を認め難いまでに削平され、内部主体が横穴式石室である古墳の石室はすでにその一部またはその大半が露出していたため、一部を除き副葬品はほとんど盗掘されていた。

この古墳群は、横穴式石室四基・箱式石棺三基・粘土槨二基・土坑一基の一〇基からなる古墳である。一定地域内に分布して形成されている古墳群は、一般に横穴式石室あるいは箱式石棺などを内部主体とする同質の一群で構成されているのが通例であるが、この山浦古墳群は性格の異なる古墳が一群をなしているところに一つの大きな特色を有しているのではないかと考えられる。特に粘土槨や土坑を内部主体とする古墳は、県内ではその類例が極めて少なく、また、横穴式石室には巨石墳や小口石積墳があり、さらに、周濠や土壁の羨道を有する県内では類例のない古墳もあって、実に多彩な古墳群であるというべきであろう。

四、封　土

山浦古墳郡は、すべて円墳からなる古墳群であるが、破壊が相当に進んでいたため、封土の存在が明らかでない古墳も存在していた。特に、内部主体が箱式石棺である古墳の封土は、その痕跡さえ判明しないほどに削平されていた。埴輪を埋蔵している古墳は一基のみで、葺石の存在している古墳も少なく、周濠を有する古墳が一基存在している点が注目される。県内に所在している円墳で周濠を有するものは、武雄市の玉島古墳のみその可能性が考えられるが確認されていないため、この山浦古墳群の中の一基が初例であるということができる。しかも、周濠を小塊石を積んで構築している点は、全国的にみても異例に属するものではないかと考えられる。

1　第一号墳

丘陵の基部に近い尾根上に位置している円墳であって、その西北部に第九号墳、東南部に第二号墳が所在している。内部主体は横穴式石室であって、この古墳群中では封土の規模が最も大であり、しかも最もよく残存している古墳である。封土上には葺石が設けられていた痕跡をとどめている。

封土の径は南北二九メートル、東西二七メートル余りで、高さは三・五メートル余りである。封土の中心部に石室の奥壁が位置していて、封土と石室との関係は、典型的な後期古墳の特色を示している。

2　第二号墳

第一号墳の東南約四五メートルの尾根上に位置している横穴式石室を内部主体とする円墳であって、その東南には第三号墳が所在している。

天井石は露出していて、すでに破壊された古墳であることを物語ってはいるが、第一号墳についで封土が比較的よく残存している古墳である。また、第一号墳と同じく、封土の中央に石室の奥壁が位置している。

3　第三号墳

第二号墳の東南約四二メートルの尾根上に位置している円墳であって、内部主体は粘土槨である。封土の径約一九メートル、高さ一・五メートル余りである。

4　第四号墳

第三号墳の東方やや南寄り三九メートルの尾根沿いに位置している円墳であって、内部主体は第三号墳と同様に粘土槨である。封土の径一二メートル、高さ約一・五メートルである。

5　第五号墳

第四号墳の東方約一五メートルの丘陵斜面に築成されている円墳であって、内部主体は土壙であると推定される。封土は僅かにその痕跡をとどめているにすぎず、崩壊の度が著るしかった。

6　第六号墳

第三号墳の東北二七メートルの丘陵斜面に位置する小円墳で、内部主体は箱式石棺である。封土は削平されて、僅かにそ

の痕跡をとどめているにすぎず、その径は一一メートル余りと推定される。

7　第七号墳

第五号墳の東南四五メートル、丘尾に近い斜面に位置している小円墳で、内部主体は箱式石棺である。第一〇号墳とともに、この古墳群では最も低位置に築成されている古墳であって、尾根から八メートル低くなった地点に位置している。封土は削平されて僅かにその痕跡をとどめているにすぎず、径は数メートルにすぎないと推定される。

8　第八号墳

尾根の走向線の東北方、尾根から約七八メートル離れた丘麓に孤立して位置する円墳であって、内部主体は横穴式石室である。石室は完全に露出し、周囲は畑地となっているため、封土は除去されてしまっていて、その規模は明らかでない。

9　第九号墳

第一号墳の西北方三〇メートルの尾根上に位置する小円墳であって、内部主体は箱式石棺である。封土は完全に近く削平されていて、僅かばかりその痕跡らしいものが認められるにすぎず、径数メートルと推定される。

10　第一〇号墳

丘陵の尾根の走向線の最先端近く、第七号墳の東南方約三六メートルの丘尾に位置する円墳であって、内部主体は横穴式石室である。尾根から八メートル低くなった地点に築成されていて、この古墳群では第七号墳とともに、最も低位置に所在する古墳である。

古墳の封土は削平整地されて、畑として利用され、三方に石垣が築かれているため、封土の外周も約三分の二が破壊されている。

この古墳は、周濠を有する県内では唯一の円墳であって、周濠の一部が残存している。その周濠の残存部分からこの古墳

の封土を推定してみると、径は大体一八メートルの円墳ではなかったかと考えられるが、その高さは明らかでない。周濠の残存部分は、約三分の一余りであって、幅は上縁で約三メートル、下底で八〇センチ、深さ約八〇センチで、〕状の堀込みになっている。この周濠は、外側の勾配が緩やかで、内側が比較的に急であり、外側は地山を掘り下げたままであるが、内側は径五～一〇センチの礫を五、六段に積み重ねて構築されている。なお、周濠内の落込み土層の上部、底部から五〇センチ余りのところに、礫が推積しているが、この礫はその大きさからみて、周濠内壁の積石の上部が落下して堆積しているのではないかと考えられるので、濠の深さは築成当初はもっと深く、内側が外側よりもその上縁が高くなっていたのではないかと推定される。

とにかく、この第一〇号墳の周濠は、県内では円墳の周濠としては確実な唯一のものであり、また、その構造が他に類例をほとんどみない特色あるものとして注目される。また、この古墳からは埴輪円筒の破片が数片出土している。この埴輪には、ヘラ描きの刻文が施されている。しかし、封土が著るしく破壊されているために、埴輪が埋置されている状態などは明らかにすることができない。

五、内部主体

この山浦古墳群の内部主体は、横穴式石室四・箱式石棺三・粘土槨二・土壙一からなっていて、僅か一〇基からなる古墳群であるにもかかわらず極めて変化に富み多彩である。横穴式石室は、三基が副室で一基が単室であり、また、一基は巨石構築、一基は扁平石の小口積み、他の二基は巨石の腰石の上部を扁平石の小口積みにしたものであって、横穴式石室もその構造はそれぞれ異なっている。特に、第一・第二号墳の二基の羨道は、玄室との接合部分が僅かばかり石積みとなっていて、長い土壁の羨道が封土の端まで続いている構造は県内に類例を見ない特色ある構造として注目される。

箱式石棺の三基は、ともに相類似した構造であって、比較的大きい腰石を立てて四周を囲み、その上部に扁平石を小口積みにしたもので、二基は玉石床であるが、一基は自然床である。この構造の箱式石棺は、板石を立てめぐらした通例の箱式石棺とは異なっていて、その構造は竪穴式石室に相通ずるものがある。

粘土槨の二基も相似た構造であって、ともに木棺の痕跡は認められなかった。粘土槨を内部主体とする古墳は、県内では小城町弁財天山古墳が知られているのみである。

内部主体の主軸の方向には、一定したものが認められないが、尾根上に位置するものは尾根の走向とほぼ直角に、丘陵斜面に位置するものは丘陵の走向とほぼ平行して築成されているという傾向が大体においてみられるようであるので、内部主体の構築は立地の地形の制約を相当に受けているのではないかと考えられる。内部主体に装飾が施されている古墳は、丹彩のある横穴式石室墳一基と箱式石棺墳三基があるのみである。

1　第一号墳

主軸を東北から西南の方向にとり、尾根の走向線とほぼ直角に築成されている横穴式石室で、西南の方向に開口している。幅・奥行ともにその大きさが奥室の約半分余りの前室を有する副室墳で、奥壁は封土の丁度中央に位置している。奥室の天井石は欠失し、室内には土砂が堆積していて、破壊された盗掘墳であることを物語っている。

奥室の幅二・五～二・七メートル、奥行三・一～三・三メートル余りのほぼ方形プランの平面であって、高さは天井石が欠失しているため明らかでない。

前室の幅一・五メートル、奥行一・二メートルで、玄室との境にある袖石の先端が斜めに切れているため、平面形は多角形のプランを呈している。高さは一・二六メートル余りで、羨道部にまたがって設けられた天井石が残存している。奥室との境には仕切り石が両袖に接して設けられている。

羨道部は石側壁の部分が幅一・一～一・一六メートル、奥行は〇・五四～〇・八メートルで、高さは一・三メートル余り、前室からの天井石がこの羨道部までのびてきている。この石側壁に続いて、封土の端まで長く土側壁の羨道部が構築されているが、この土側壁の羨道部は県内で確認された唯一のものとして注目される。

土側壁の部分の羨道部は、長さ九・八メートル、幅一・三～〇・八メートル、天井石は石側壁となっている一メートル余りの部分のみに、前室から続いて設けられていて、残りの土側壁の部分には設けられていない。

奥室の側壁は、下部に大きな腰石を据えてめぐらし、その上部に比較的に扁平な板状の石を小口積みに積み重ねて構築されている。前室の構造は、奥室と全く異なっていて、側壁は巨石を立て並べて構築されており、上部の空間に僅かばかり板石を横にして小口積みにしている。羨道部の石側壁は、下部から上部まで扁平板石を横に積み重ねた小口積みであるが、奥室に比べると石材は小さいものが用いられていて、対象的である。しかし、構造そのものは、羨道部も整然としている点が注目される。床面は、奥室・前室および羨道部の石側壁のところまでは大体水平に近かったと推定され、敷石床となっていたと考えられる。しかし、盗掘によって奥室および前室の部分は攪乱されていて、敷石もほとんどはぎとられてしまっている。特に、奥室の中央部に大きな掘り込みがあるが、これは盗掘の際のものではないかと考えられる。

奥壁のみが花崗岩の巨石で、他はすべて緑泥片岩である。奥壁の花崗岩は、扁平に割った加工石であって、第八号墳の奥壁の加工石に相通じており、緑泥片岩はこの遺跡の南方に聳える朝日山に産するという。

土側壁の部分の羨道の断面はU字形であって、C―C′点においては底部の幅〇・八メートル、この底部から中央部まで八字形に開き、この中央部から上端まではほぼ垂直に立上っており、上端部の幅は約二メートルである。側壁の中央から下方、すなはち、八字形に開いている部分は黄褐色粘土層で、中央から上方の垂直の立上り部分は黒色腐蝕土層となっている。床面は、奥の方から封土の先端部の方へ次第に低くなっており、奥の方と先端部との高低差は約〇・七メートル余りであって、

おそらく地山の地形そのままが大体床面となっているのではないかと考えられるのであるが、羨道部の先端の方はいくらか地山を掘り凹めているのではないかとも推察される。この古墳の羨道部は、土側壁の部分が著るしく長く、極めて発達した構造である。この土側壁の部分には天井石がなく、側面の高さは封土の高さであって、奥の方から先端部の方へ次第に低くなっている。この羨道部の奥の方の一部分が石積みの側壁となっているのは、前室から続いている天井石を支えるためではないかとも考えられ、石積みは天井石のある部分に限られている。

前室と羨道との境にある袖石の外側に扁平な板石が一個立てられていて、この古墳の石室がこの板石によって閉塞されていたことを知ることができる。この閉塞石の背後には、塊石が堆積されていて、羨道部の石側壁よりもその堆積の部分は長くなっている。また、土側壁の羨道中央附近にも一ヶ所花崗岩の塊石を堆積して構築した閉塞施設が設けられていた。

2　第二号墳

主軸を東北から西南の方向にとり、尾根の走向線とほぼ直角に築成されている横穴式石室で、西南の方向に開口している。石室の方向や構造など第一号墳に相類似している。

奥室と前室を有する複室墳で、奥室と前室との境の袖石上のみ天井石は残存していて、他は石室内に落下していた。奥室は、腰石のみ巨石を立てめぐらし、その上に比較的扁平な板石を横に積み重ねて小口積みにした構造である。前室の側壁の立石および羨道の側壁の塊石が花崗岩で、他は緑泥片岩が用いられている。

前室は、径一〇センチ前後の小塊石の敷石床となっているが、奥室は盗掘によって床面が攪乱されているため、敷石床かどうか明らかでない。羨道は前室に接する一部分のみの側壁が石積みで、大部分は断面U字形の土側壁となっている点、第一号墳に類似する構造である。

奥室と前室との境には、仕切石の他に二個の扁平立石が設けられていて、奥室が閉塞されていた。また、前室と羨道との

境の袖石の部分には、一個の扁平板石を立てて閉塞し、この閉塞石の背後に羨道の側壁と同じく奥行一・六メートルにわたり塊石が堆積されていた。

第一号墳と同じく、石室の奥壁は、封土のほぼ中央に位置しているが、奥室と前室の幅は同大となっている点は第一号墳と異なっている。

3　第三号墳

この古墳の内部主体は、封土のほぼ中心部に設けられている粘土槨である。主軸は、ほぼ東西の方向をとり、槨内の長さは二・七メートルである。内部の幅は、西側が五四センチ、東側が約四〇センチで、西側が広くなっている。平面形は、ほぼ方形プランであるが、東側が紡錘形に狭くなっていて、砲弾形を呈している。底部は、西側から東側の方へ僅かばかり低く傾斜しており、壁面の残存部分の高さは一・六～六〇センチ余りである。

この古墳は、以前に盗掘にあったらしく、粘土槨は相当に破壊されていて、槨の天井部分は残存していない。槨の厚さは一〇～二〇センチ余りであろうと推定され、周囲の一部に粘土の堆積が見られるのは、天井部などの破壊部分が遺棄されたものであろう。

粘土槨の底部は、封土上から約一・五メートル低くなっていて、大体封土端と同一レベルに位置しているため、地表面に粘土槨は造営されたものであろうと考えられる。この粘土槨は、赤褐色の粘土を用いてつくられている。

4　第四号墳

この古墳の内部主体は、第三号墳と同じく封土の中央に設けられている粘土槨である。主軸の方向は大体東西の方向をとり、内部の長さ三メートル、幅は大体六〇センチ前後で、長方形のプランである。粘土槨の壁面の高さは、二〇～三〇センチ余りで、底面は東側から西側の方へ僅かばかり低くなっている。

側面から底面へなだらかなカーブを描いて続いているため、粘土槨内の断面はU字状を呈している。赤褐色の粘土を用いて造営されているが、槨外にも同じ粘土の集積がみられるのは、盗掘の際における天井部分などの遺棄されたものではないかと考えられる。粘土槨の側壁の厚さは大体二〇センチ前後と推定される。

この粘土槨の底面も大体封土の端と同じレベルに位置しているため、粘土槨は元来地表面に造営されたものではないかと考えられ、粘土槨の底部は、現地表面から一・三メートル余りのところに位置している。

5　第五号墳

封土も余り顕著でなく、しかも内部主体も攪乱されていて、土坑であろうということが明らかになったのみで、その構造や規模などを確認することができなかった。

6　第六号墳

内部主体は箱式石棺ではあるが、その構造は竪穴式石室に通ずるものがある。主軸は東南～西北の方向をとり、長さ一八六センチ、幅は七四～六四センチで、東南側が広くなっている。蓋石が欠石しているが、深さは六四センチ余りで、底部は玉石敷となっている。

比較的に大きな石を腰石として据え、その上部に扁平な板石を横に積み重ねて小口積みにし、上部は僅かばかりせり出している。側壁の外側には、五〇～六〇センチにわたって裏込めの捨て石をおき、側壁を補強している。すべて緑泥片岩が用いられていて、内部には丹彩が施されている。現地表面から石棺底部までの深さは、一・一メートル余りである。

7　第七号墳

北北東～南南西の方向に主軸をおく箱式石棺であって、石棺内部の長さ一七六センチ、幅は五六～三〇センチ、北北東の方から中央へ向かって僅かばかり広くなり、南南西の方が急に狭くなっている。

比較的に大きな石を用いて腰石としているが、一部にこの腰石を欠いでいるところもあり、腰石の上部および腰石を欠いでいるところは、扁平板石を横に積み重ねて小口積みにしている。底部は粘土の自然床であって、石棺内部の深さは五〇センチ前後である。すべて緑泥片岩が用いられ、内部には丹彩が施されている。

側壁の周囲七〇センチ余りの間に、裏込めの捨て石がおかれていて、側壁が補強されている。四個の扁平板石を用いて、蓋石としており、蓋石の全長二・四メートル、蓋石は現地表下三〇センチのところに位置している。

8　第八号墳

横穴式石室墳で、前室を有する副室墳であり、側壁は羨道部に至るまで巨石が使用されているこの古墳群では唯一の巨石墳であって、石材にはすべて花崗岩が用いられている。主軸の方向は、大体西北～東南を指向し、東南の方向に開口している。石室の破壊は相当に進んでいて、天井石は完全に欠失し、羨道部も先端部は破壊されていて石室の全貌は明らかでなく、残存部分の石室の全長は八・五メートルである。

奥室の奥行は三・一～二・七メートル、幅三・七～三・一メートルで、奥壁の方が僅か狭くなっている。巨大な自然石を立てて腰石とし、巨石間の隙間には小塊石の比較的細長いものを横積みにして構成している。天井の高さは明らかでないが、奥壁の高さが二・一メートル余りであるので、天井は相当に高かったことが考えられる。床面の一部に敷石が残存しているので、元来は径二〇～三〇センチの自然石の敷石床であったことが判明する。奥室と前室との間には相当に大きな袖石が立てられ、袖石の間には仕切石が設けられている。

前室は、奥行二・〇～一・四メートル、幅二・七～二・三メートルで、奥行よりも幅が広く、大体長方形を呈する平面プランとなっている。側壁に巨石が用いられ、敷石床となっている点は、奥室と同様であり、羨道部との境には袖石および仕切石が設けられている。

残存している羨道部の奥行は、二・六メートル、幅は二・二～一・九メートルで、平面は長方形を呈している。羨道部の側壁も奥室や前室と同じように巨石が用いられ、敷石床となっている。

奥室から羨道まで、床面はほとんど水平に近く、また、羨道の構造からみて、羨道部まで天井石が設けられていたのではないかと考えられる。

9　第九号墳

東西の方向に主軸をおく箱式石棺で、一部に相当大きな板石を立てて腰石としているが、側壁の大部分は扁平板石を横積みにした小口積みである。石棺内部の長さ一・七メートル、幅は六〇～四〇センチで、東側が広くなっている。

材石にはすべて緑泥片岩が用いられ、内部には丹彩が施されている。

蓋石は欠失しているが、石棺の深さは大体五六センチ余りで、床は玉石床となっている。側壁は僅かばかり上方がせり出しており、側壁の周囲には七五センチ前後に裏込めの捨て石がおかれている。

第六号・第七号・第九号の箱式石棺三基は、ともに相類似した構造を有しているが、第七号墳の床面のみが自然床となっていて、他と異なっている。

10　第一〇号墳

丘尾に築成されているこの古墳群で周濠を有する唯一の円墳であって、内部主体は封土のほぼ中央に造営されている横穴式石室である。石室の主軸は、ほぼ東北～南西の方向をとり、南西の方向に開口している。玄室の奥行二・五メートル、幅一・七～一・五メートルでほぼ長方形の平面プランである。扁平板石を横に並べて小口積みにした構造で、側壁の上部は僅かばかりせり出している。天井石は欠失してしまって高さは明らかでないが、現存部分の側壁の高さは七〇センチ余りである。

床面は敷石の痕跡が見られず、地山の自然床ではなかったかと推定される。玄室と羨道の間には一個の仕切石が設けられているが、袖石は設けられていない。

羨道部の奥行は八〇センチ、幅も八〇センチ余りで、羨道部の側壁の片側は一部破壊されている。羨道部の側壁も玄室と同じく、扁平板石の小口積みであるが、玄室よりも構造がやや粗雑である。玄室から羨道まで、床面は大体水平に営まれている。石室内部には、丹彩が施されているが、この古墳群では丹彩の施されている唯一の横穴式石室墳である。

六、遺　物

この古墳群は、その大半が破壊された盗掘古墳であったため、遺物の出土は極めて少なかった。盗掘と破壊を免かれていたのは、第七号墳の箱式石棺墳一基のみであったが、この古墳からは副葬品その他の遺物は何も発見されなかった。また、一部破壊はされていても盗掘を免かれていると推定されるのは、第六号と第九号墳の二基の箱式石棺墳である。この二基の箱式石棺墳からは、主として玉類の装身具のみが出土している。要するに、盗掘を免れている古墳は、封土が余り顕著でない箱式石棺墳のみであったということができる。

発見された遺物は、大別して装身具・鉄製品・土器・石製品に分類されるが、装身具は玉類と耳環、鉄製品は武器・馬具工具、土器は須恵器と土師器とに細分することができる。土器は大部分が破片であって、完形を保っているのは非常に少なく、石製品は紡錘車のみである。

副葬品等の遺物が全然出土しなかった古墳は、一〇基の古墳の中、内部主体が粘土槨である第三号墳と箱式石棺である第七号墳の二基であった。

1　装身具

装身具の出土は、次のとうりであって、大半は玉類であり、玉類以外には耳環が発見されているのみである。

装身具＼古墳名	一号	二号	六号	八号	九号	一〇号
玉類 勾玉	一		一	二		
玉類 管玉			一六			
玉類 小玉					一六	
玉類 模造玉				六	三一五	一
耳環		一		二		

第六号墳出土の勾玉は碧玉製で、表面がやや腐蝕している。長さ三・八セルチ、厚さ一・一センチで両刳りである。第八号墳出土の勾玉は、二個ともに碧玉製で、長さは二・八センチで同大であり、孔は両刳りである。弯曲が大きく、コ字形を呈している。

第六号墳から出土している管玉はすべて碧玉製であって、表面はやや腐蝕しており、径はすべて同大で〇・四センチ、長さは四・三～二・五センチ、細長く孔は両刳りである。第九号墳出土の小玉は、すべて紺色を呈するガラス玉である。

模造玉としてあげた玉類は、すべて滑石製であって、第八号墳出土のものは勾玉、他は平玉・小玉類である。勾玉は、大形二個、小形四個からなっていて、碧玉製勾玉二個と共伴している。大形勾玉は、長さ二・九センチ、厚さ一・二センチと長さ二・七センチ、厚さ〇・九センチの二個で、両面とも平らに調整され、弯曲は少なく孔は両刳りである。小形の勾玉は、長さ二・〇～一・六センチ、厚さは〇・四～〇・三センチのほぼ同大の四個で、孔はすべて両刳りである。

第九号墳出土の滑石製玉三一五個は、ガラス小玉一六個と共伴しており、平玉と小玉がそれぞれ約半数づつをしめている。

第二号墳出土の耳環は、径二・二×二・一センチで、銅製金張りである。第八号墳出土の耳環は、径三・二×二・九センチの同大のもの二個で、対をなしている。全面に銹着が見られるが、一部に金張りの痕跡をとどめている。

2　鉄製品

古墳名／鉄器	一号	二号	四号	五号	六号	八号	一〇号
鉄刀							
鉄剣			一				
鎗	一						
鉄刀子		二			二	三	
鉄鏃		三			二	七	一
馬具						若干	
鉄斧					一		

鉄製品は、武器・馬具・工具の三種であって、大半は武器である。鉄刀は長さ四四・五センチ、身幅三・二センチ、鉄剣は長さ三一センチ、身幅二・七センチである。鉄鏃は平根鏃と尖根鏃の二種からなっている。

馬具は、第八号墳からのみ出土していて、辻金具二・鉸具二・鋲留金具若干からなっている。辻金具は、欠失部分が多いが、鉄地金銅張りで、脚はともに四個である。鉸具は鉄製で、鋲留金具は鉄地金銅張りである。

工具としては、鉄斧一個が出土しているのみであるが、刃部が扇形に開いている特色ある形式のものであって、刃部は非常に薄く、厚さは僅か二ミリにすぎない。全長五・三センチ、刃部の長さ三・一センチ、刃部の幅五・四センチ、極めて小

形の鉄斧である。

3　土　器

土器名＼古墳名	一号	二号	四号	八号	一〇号
須恵器					
坏身	二	一五		一三	
坏蓋	四	一三		九	
平瓶		一			
壺	一	四		一	
高坏		二			一
甕	二			一	
甕		一			
脚付坏				一	
土師器					
坏身	四	二		一	一
壺	二				
高坏	二	三		九	一
器台		一	一		
埴輪					若干

土器は、須恵器と土師器の二種で、出土数は土師器よりも須恵器が優位を占めている。土器の大部分は破片であって、完形のものはごく僅かである。

土器は、第一号・第二号・第八号・第一〇号墳の四基の古墳から主として出土しているが、この四基は横穴式石室墳であって、粘土槨である第四号から例外的に一片出土している。しかし、粘土槨である第三号墳、第六・第七・第九号墳などの箱式石棺、第五号墳の土坑からは土器類が発見されておらず、土器の副葬が横穴式石室と極めて密接な関係にあることを示している。

第一号墳出土の土器は、大半が奥室から発見されたもので、僅か二個が羨道から出土しているのみである。第二号墳出土の土器は、奥室から五個、前室から六個、羨道から三一個出土していて、大半は羨道にあったものである。

出土した土器は相当に多いが、その中で完形品は第二号墳の羨道から出土している須恵器三個にすぎず、坏身一個と坏蓋二個である。坏身は、口径九センチ、高さ三・五センチの平底で、器厚は最大部〇・八センチである。底部から口縁へかけて、急な立上りをみせている。

坏蓋は、一は径一六センチ、全高二・七センチ、扁平なつまみがつき、身受けがある。焼成が悪く、相当にひずみがある。他の一個は、径一六センチ、全高四センチで、つまみがつき、身受けは退化したかぶせ蓋の形式となっているが、焼成は比較的に良好である。

坏身の大半は、平底であるが、高台付のものも四片含まれている。また、土師器の壺二個の中一個は、丹彩が施されている。

4　石製品

石製品は、第八号墳出土の紡錘車二個である。二個ともに滑石製で、形式・大きさともに相類似している。底面径三・四センチ、上面径三・〇センチ、高さ〇・七センチ、他の一個は底面径三・四センチ、上面径二・六センチ、高さ〇・九センチで、孔はともに径〇・六センチである。

5　その他

第一号墳の奥室および前室の落込土層の中間層から人骨片とともに、中世の土器片が伴出していて、この古墳が中世にはすでに破壊され墓地として再利用されたことを物語っている。

また、第八号墳の石室内落下土層中から寛永通宝と陶磁器片若干が出土していて、遺体は発見されなかったが、この古墳も近世に墓地として再利用された可能性を暗示せしめている。

七　総　括

この古墳群は、一〇基からなる円墳群であるが、内部主体が横穴式石室・箱式石棺・粘土槨・土坑とそれぞれ特色ある構造を有する古墳群として、県内では余り他に例をみないものである。特に、内部主体が粘土槨または土坑となっている古墳は、その例が少なく、また、周濠を有する円墳は県内では他に確実な例がなく、羨道部が封土を切り込んだままの土壁で構成されている古墳も県内では新例である。この古墳群は、内部主体をはじめとしてその構造が多彩であり、しかも県内では他に例を見ないものも含まれているというその構造上の特色がこの古墳群の価値を高めているということができる。

この古墳群は、出土した土器あるいは馬具、あるいは滑石製の模造玉などからみて、第一・第二・第八号などの横穴式石室墳は古墳時代後期の七世紀前半、すなわち群集墳が盛行した時期の所産と推定することができる。また、石室の構造や石室と封土との対比などからみても、これら三基の古墳を七世紀前半に比定することが最も穏当ではないかと考えられる。

県内に発見例の少ない粘土槨の築造年代は、その副葬品等の出土が少ないことと相まって、今後の研究にまつべき点が多いと考えられる。小城町弁財天山の粘土槨古墳は、円墳であって、封土の規模をほぼ同じくする横穴式石室墳と二基並んで築成されていた。この横穴式石室墳は、一部に切石を使用し、格子文の線彫文様のある側壁を有し、七世紀前半の築造になるものであって、このことからこの粘土槨墳も一応七世紀前半の所産であろうと推定された。

この山浦古墳群の第三号・第四号の二基の粘土槨墳は、第一号・第二号の二基の横穴式石室墳と丘陵の尾根上または尾根近くに、ほぼ一直線上に、しかもほぼ一定の間隔をもって並んで築成されている点が注目される。これはこの四基の古墳の築成に一つの意志が働いている結果であろうと考えられ、この二基の粘土槨墳も一応横穴式石室墳と同じく七世紀前半の築成と推定しておきたいと思う。

三基の箱式石棺墳は、その構造や大きさが相類似している点からみて、同一時期のものとしてあやまりはなかろうと考えられる。この箱式石棺には、土器類が副葬されていないこと、一個ではあるが鉄斧が副葬されているなど、比較的に古い要素を有しているように考えられる。この石棺墳の中、第九号墳の一基のみが尾根上にあって、他の二基は丘腹または丘麓に築成されていて、立地上優位な場所を占有していない点が注目される。特に、尾根上に横穴式石室墳や粘土槨墳と一直線上に並んで築成されている第九号墳の石棺から多数の平玉・小玉などの滑石製模造玉が出土していることも注目される点であろう。この滑石製模造玉は、古墳時代の祭祀遺跡から発見される例が多い祭祀遺物であって、古墳の副葬品としても発見される例はあるが、この第九号墳から出土したように三一五個も発見された例は県内では他にまだ知られていない。これは、喪葬儀礼と神祭とが未分化の古い要素を示しているものであろうか。

この滑石製模造玉は、この古墳群では横穴式石室墳である第八号墳から匂玉六個が出土している。この滑石製模造玉は、神祭が喪葬儀礼から分離し、神祭が普遍的に行われるようになった古墳時代後期に、神祭用の模造玉が逆に喪葬儀礼にも転用され、古墳の副葬品としても用られた結果であろうと考えるのが最も穏当ではなかろうか。石棺墓の立地や滑石製模造玉などからみて、この三基の石棺墓も横穴式石室墳や粘土槨墳と同じ時期、すなはち七世紀前半ごろの築成になるものであろうと推定されるのである。

丘尾に築成されている第一〇号墳は、内部主体は横穴式石室であるが、周濠を有していること、埴輪を埋置していること、

石室内部に丹彩が施されていることなど、他の横穴式石室墳とその構造が著るしく異なっている。また、腰石に巨石を用いず、下部からすべて扁平板石の小口積みであり、特に、袖石がなく羨道部が短かいことなど、浜玉町の横田下古墳に相通ずる一面がある。しかし、盗掘のため遺物が少なく、副葬品を通してこの古墳の築成時期を推定することが困難であるが、須恵器の高坏片が一個と滑石製平玉一個が出土している点が注目される。

丘尾の一角を占有している立地条件、周濠の存在や石室の構造、そして出土した副葬品などからみて、この第一〇号墳は他の古墳よりその築造の時期が幾分さかのぼり、六世紀後半ごろの築成ではなかろうかと考えられる。この山浦古墳群は、六世紀後半から七世紀前半ごろにかけて営まれた群集墳であると考えられるが、その築造された時期は七世紀前半が中心となっていると考えられ、この時期に安良川流域のこの山浦地方の開発が進み、農耕集落も発達して、首長層の台頭もあったのではないかと考えられる。

この古墳群の最も大きな特色である古墳の内部主体の構造の多彩性、これは何に起因するものであろうか。この課題の究明が、最も重要なことであろうと考えられるのであるが、ここでは古墳群の築成時期のみについて推論し、一応将来の研究課題として問題提起のみにとどめておくことにした。

佐賀県教育庁文化課

図

版

第１図　山浦古墳群所在地図

（○山浦古墳群△山浦西北方古墳群×薄尾古墳群）

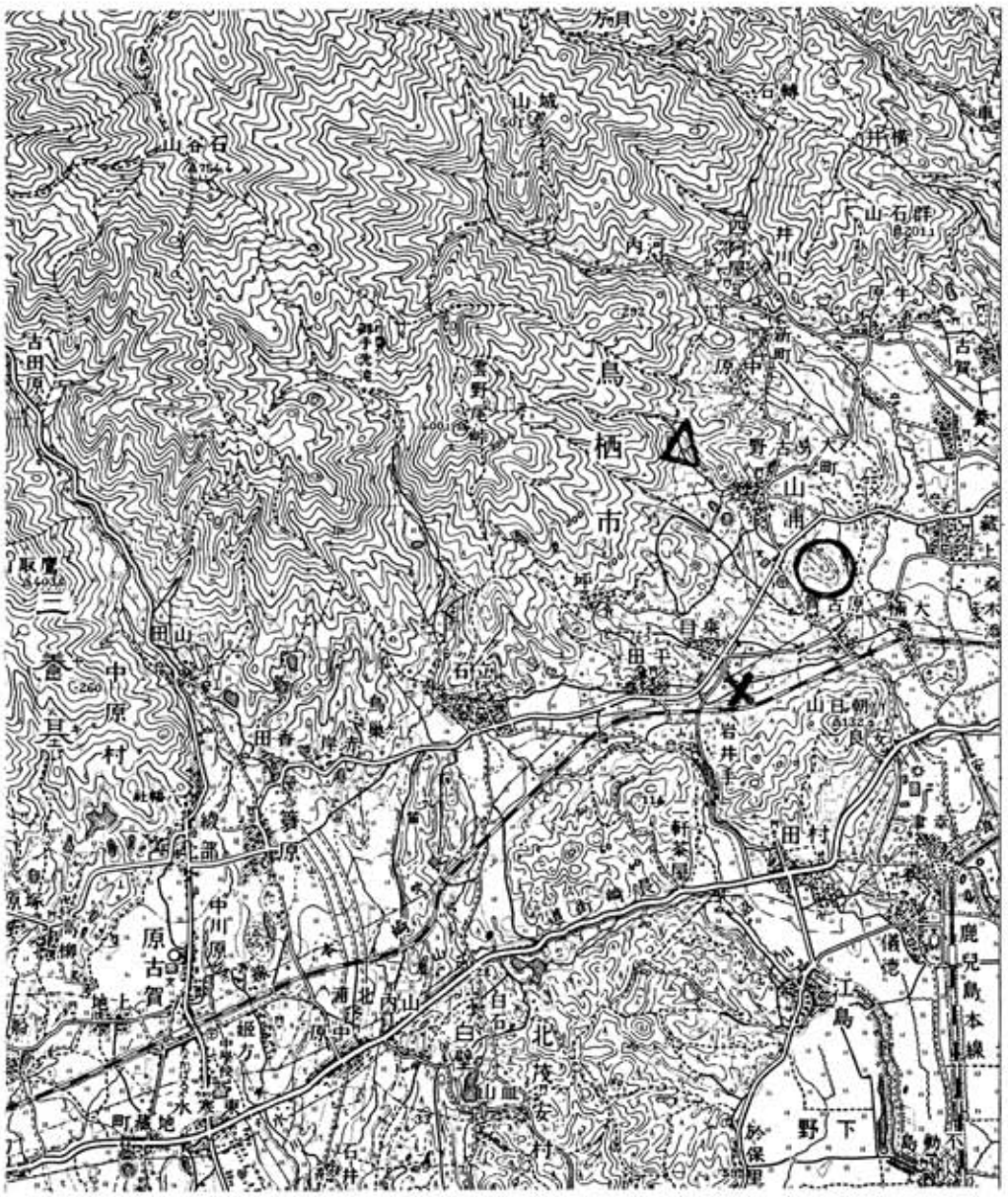

第2図　山浦古墳群分布図

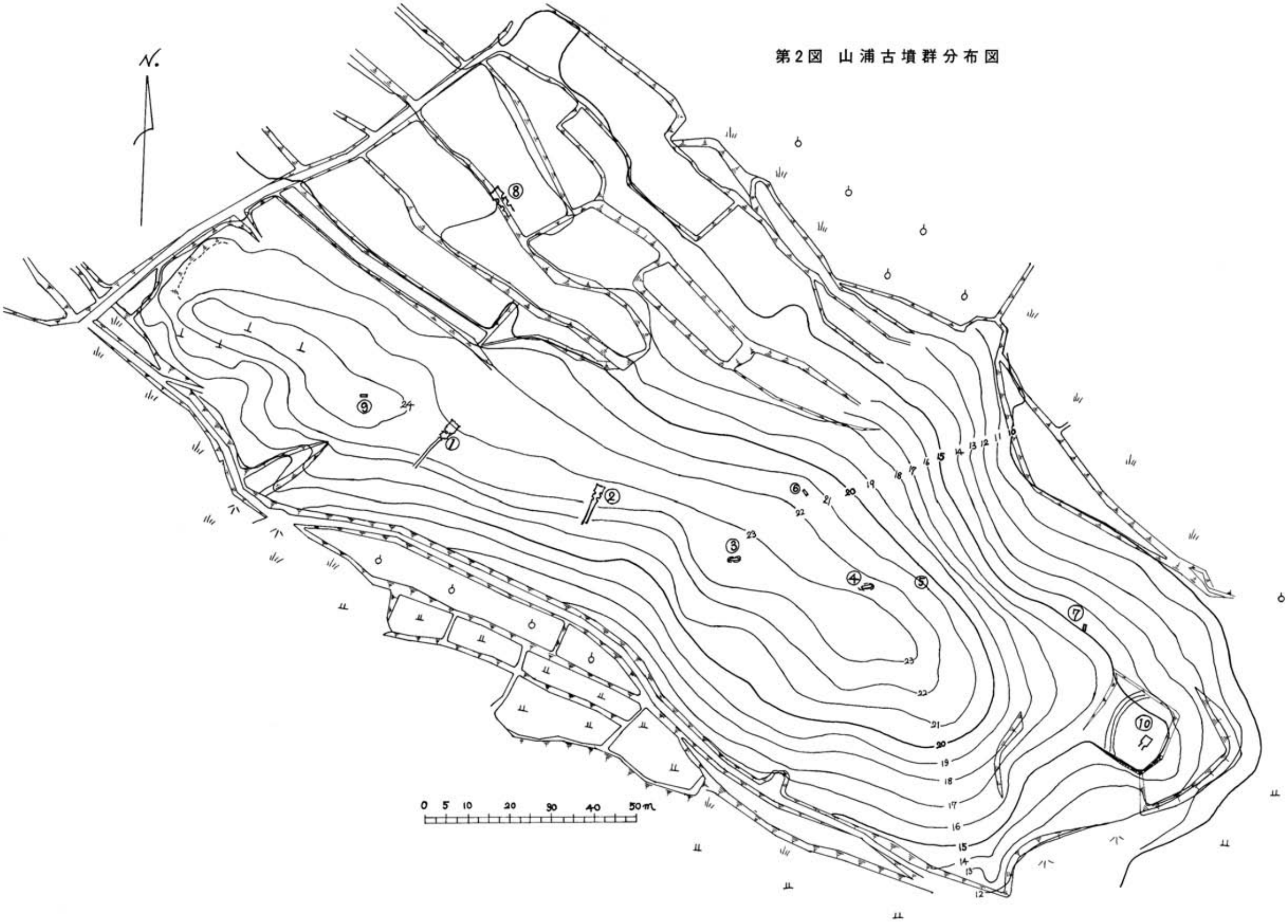

第３図　山浦古墳群の所在する低丘陵

第4図　第1号墳封土実測図

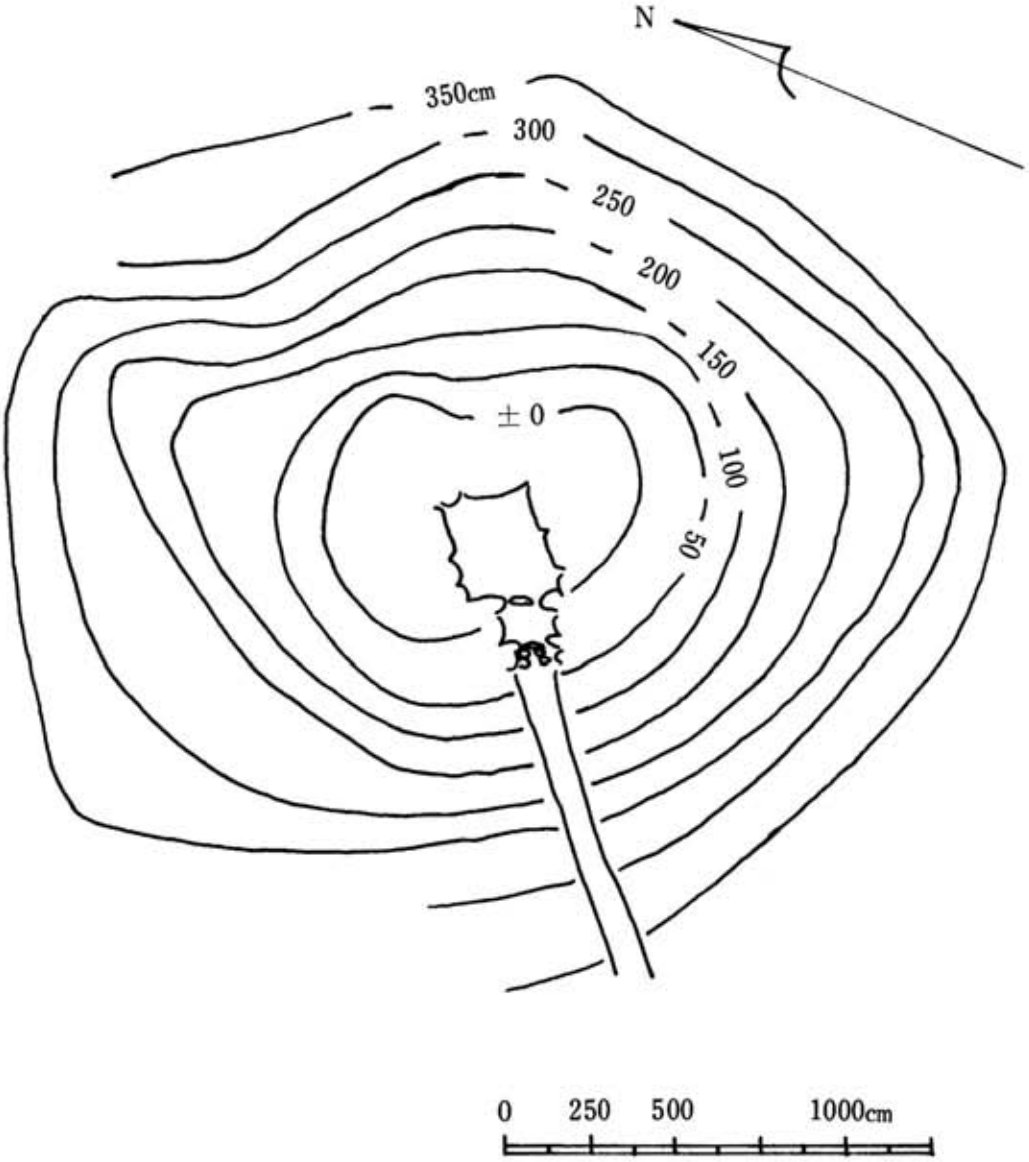

第5図　第1号墳石室実測図

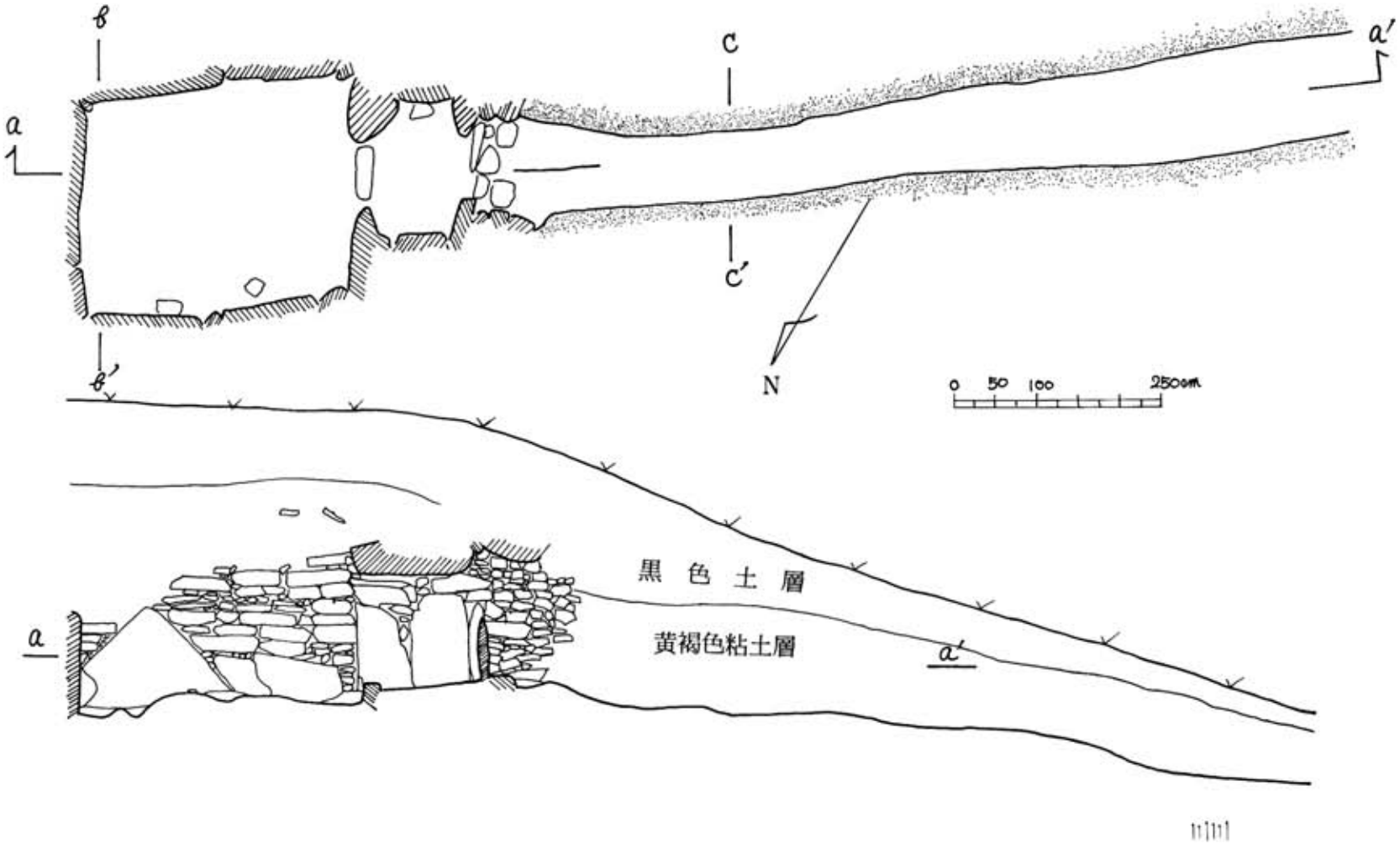

第6図　第1号墳断面実測図

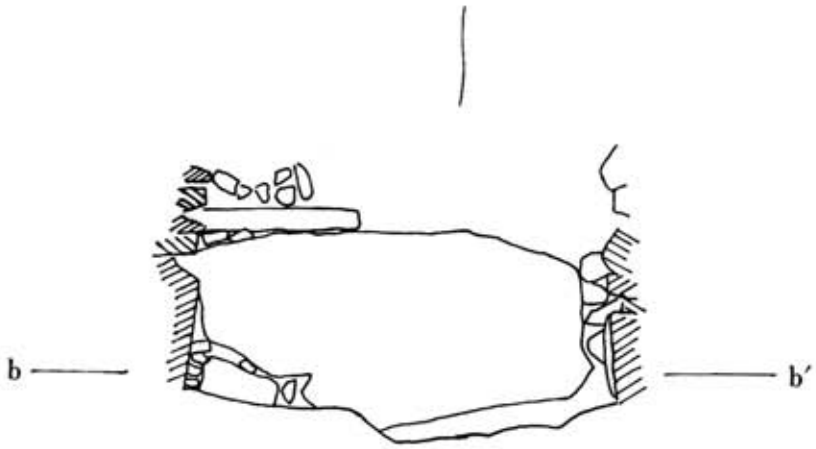

奥壁断面図

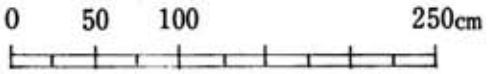

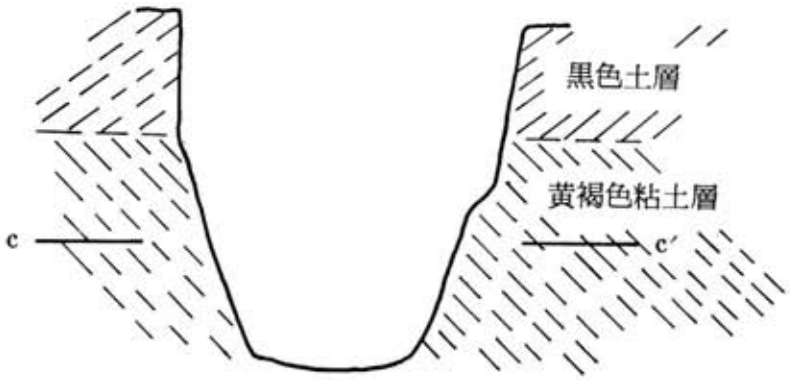

羨道断面図

第7図　第1号石室

（奥室の側壁）

（奥室の奥壁）

（奥室から前室の閉塞石を望む）

第8図　第２号墳石室

（羨道から前室・奥室を望む）

（土側壁羨道から石室を望む）

（前室の閉塞石）

（前室の閉塞堆石）

（奥室の側壁）

第9図　第３号墳実測図

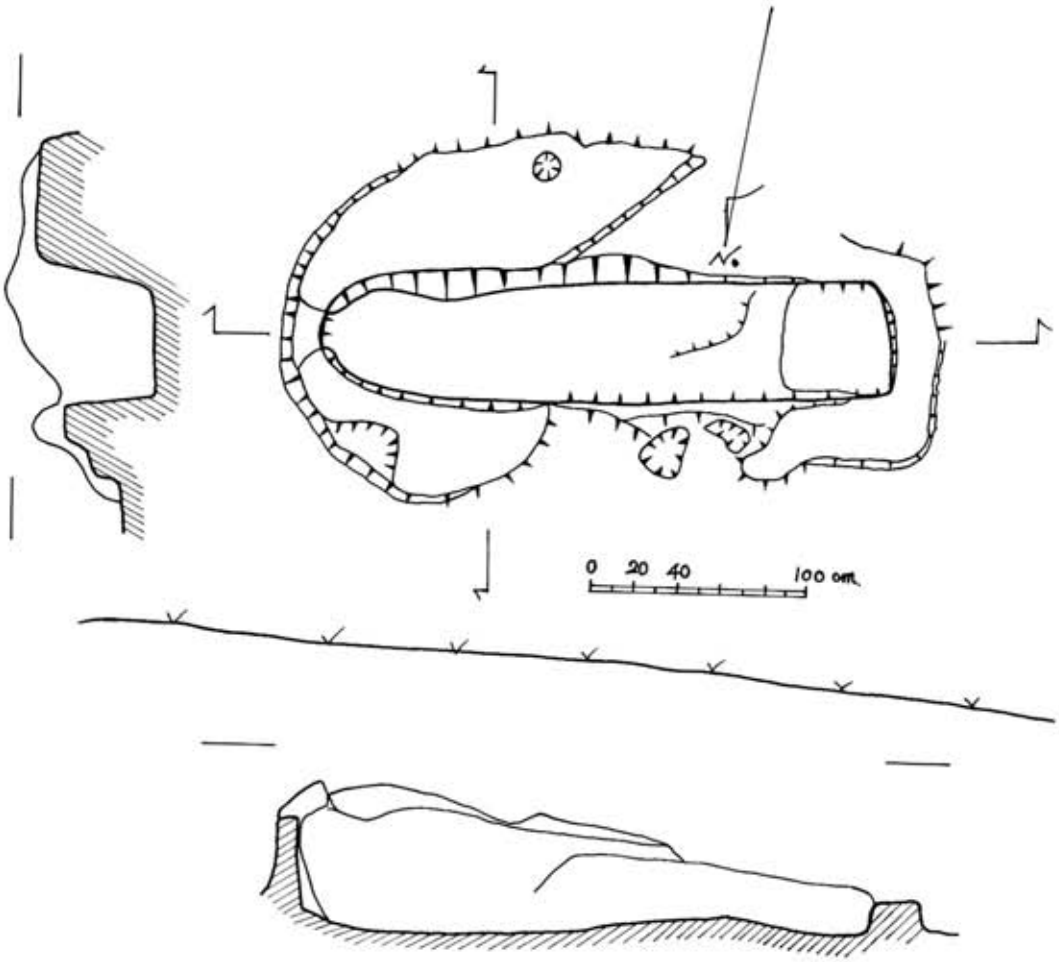

第10図　第４号墳実測図

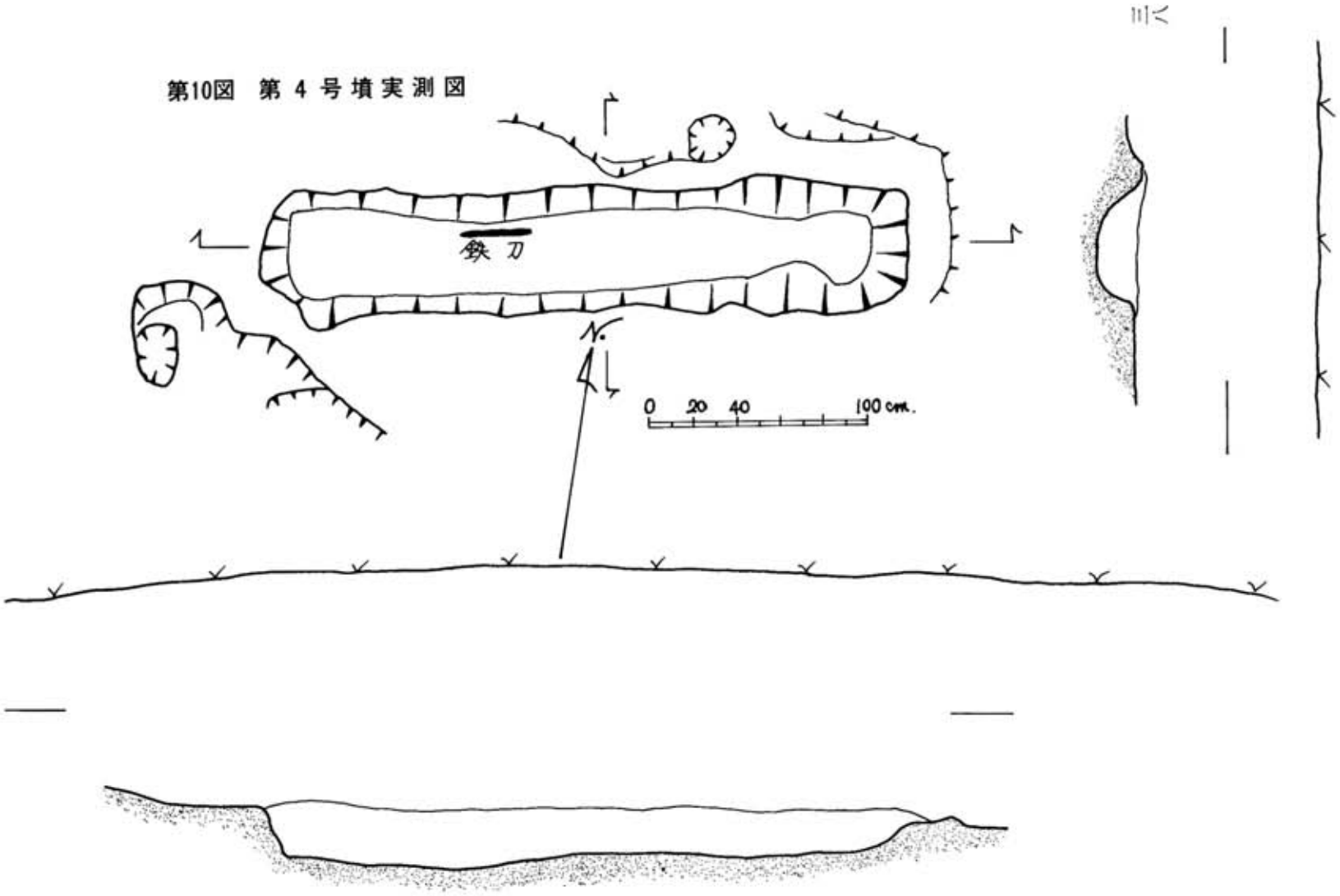

第11図　第６号墳実測図

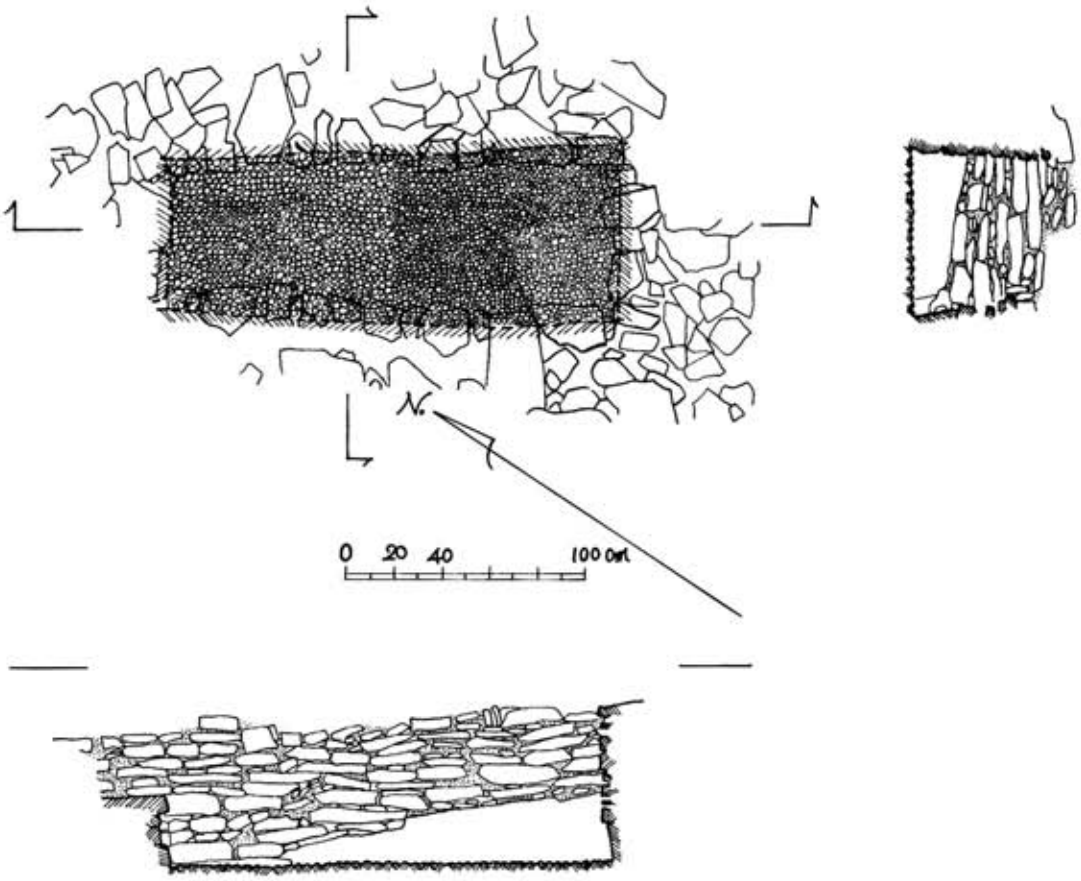

第12図　第７号墳実測図

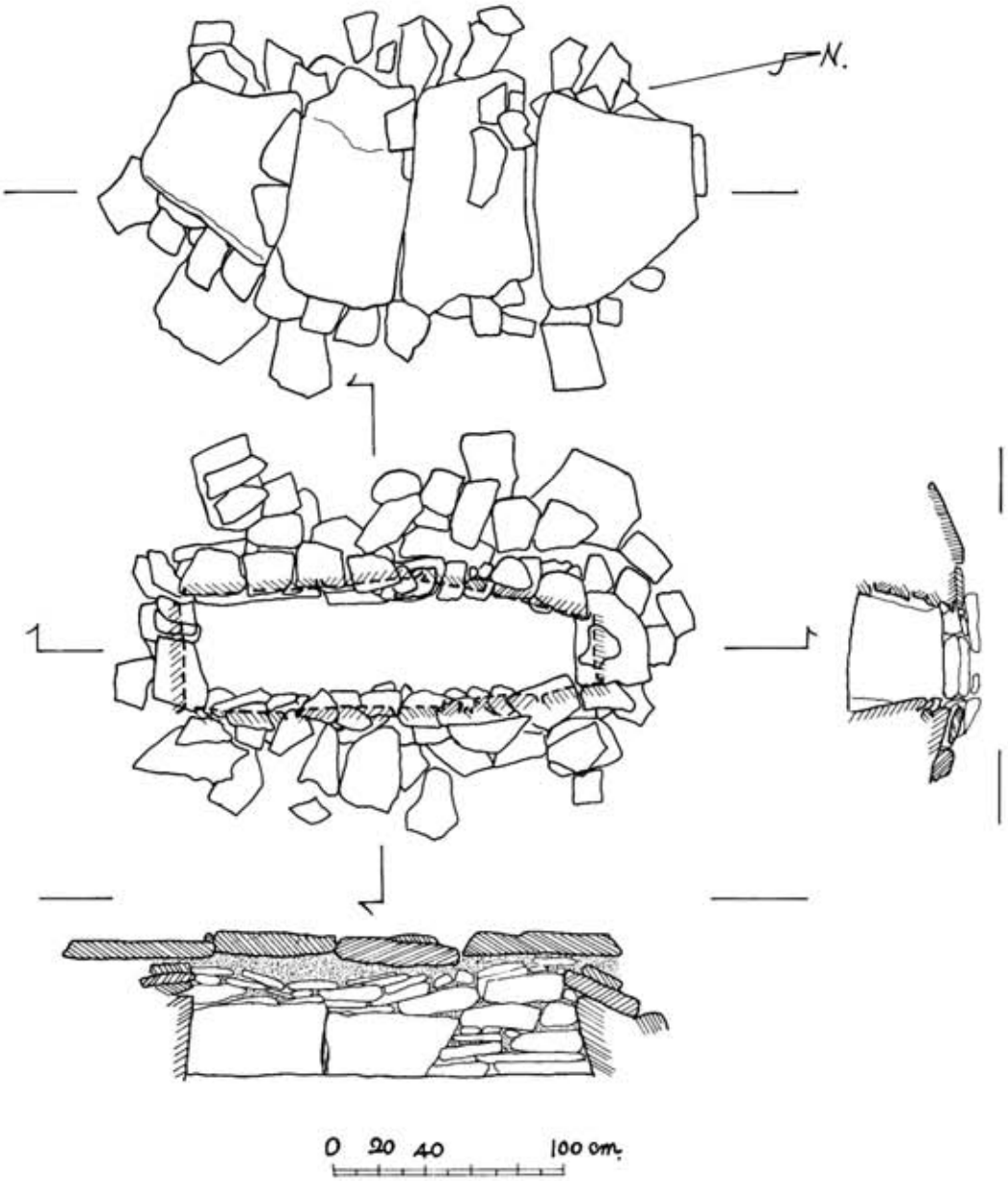

第13図　粘土槨と石棺

第6号墳（箱式石棺）

第4号墳（粘土槨）

第7号墳（箱式石棺の蓋石）

第14図　第８号墳実測図

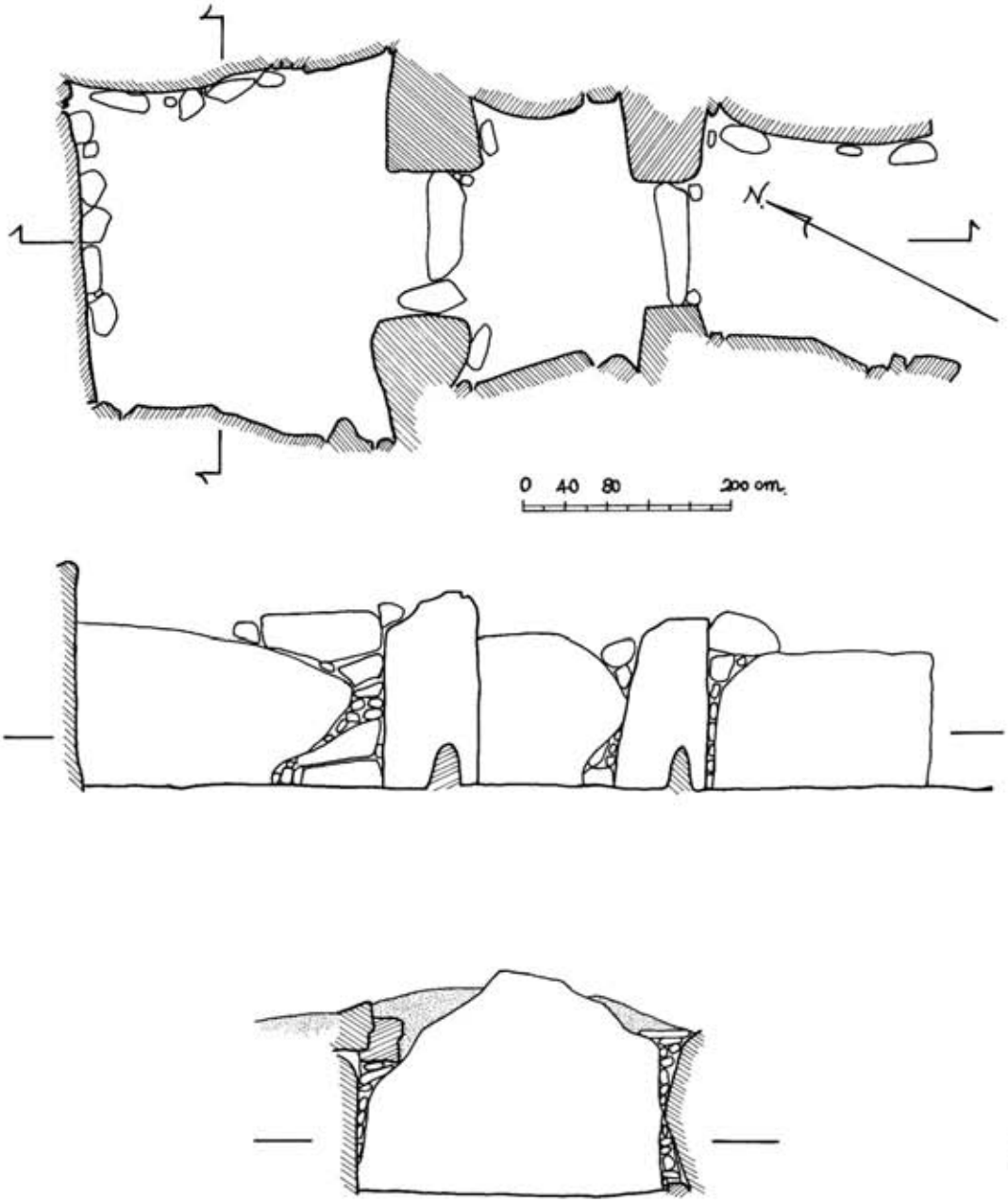

第15図　第 8 号墳石室

（羨道より奥室を望む）

（奥室より羨道を望む）

第16図　第 9 号 墳 実 測 図

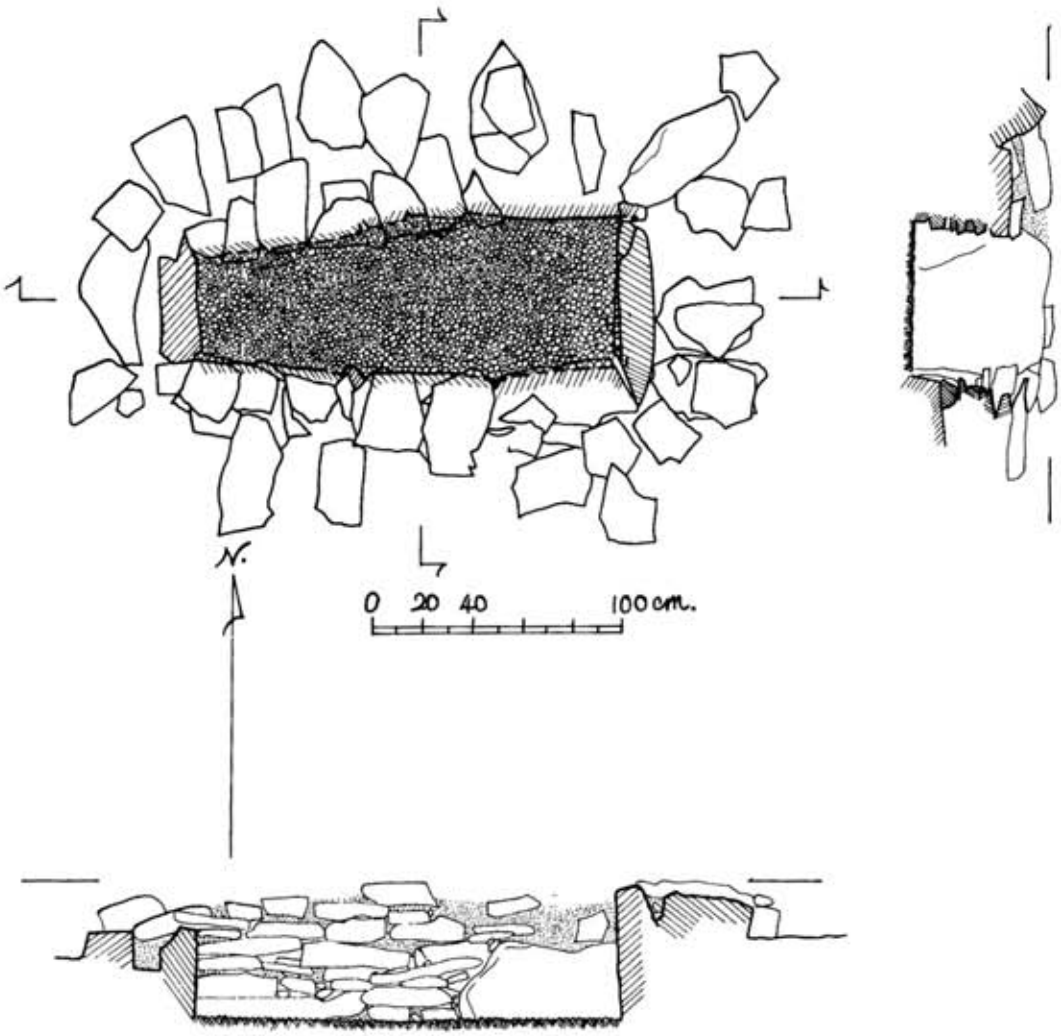

第17図　第10号墳実測図

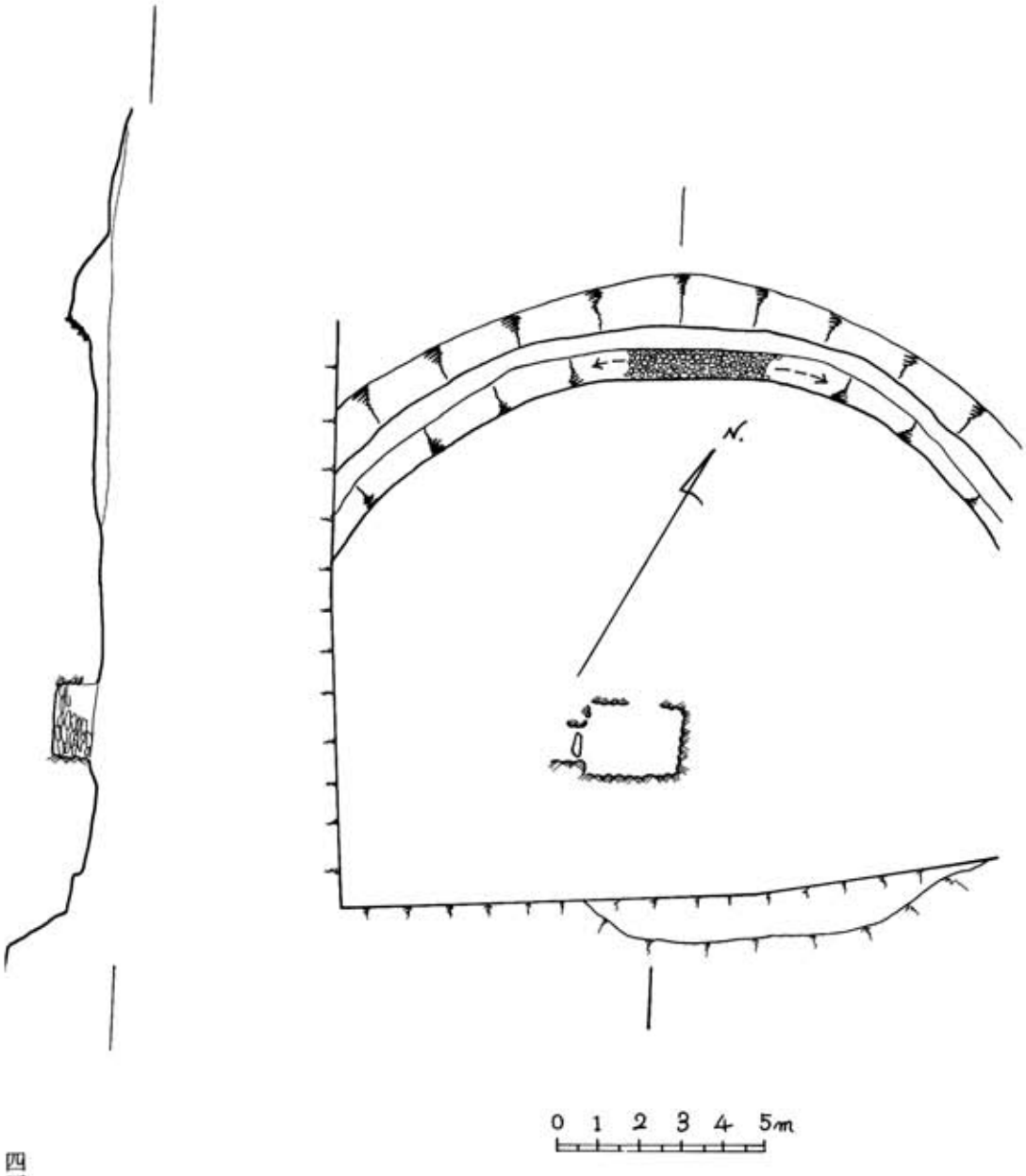

第18図　第10号墳石室実測図

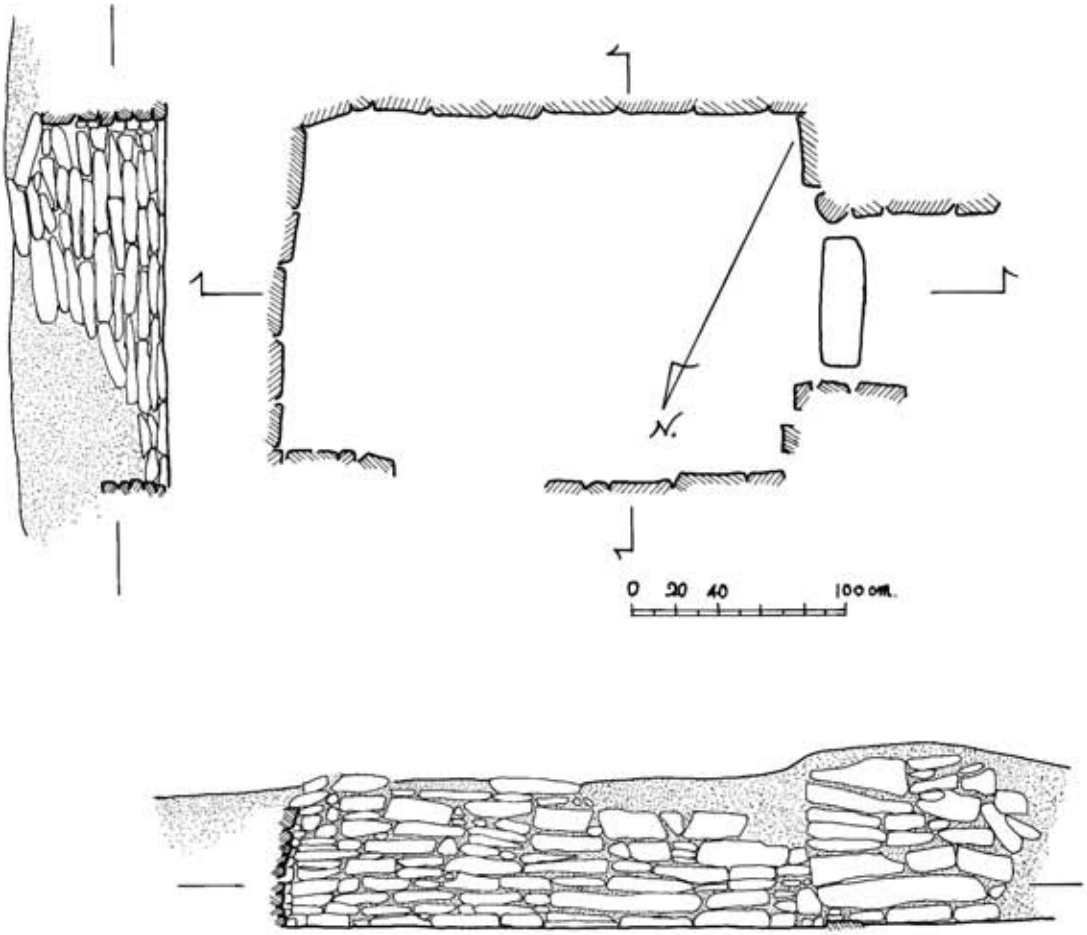

第19図　出土遺物——玉類

勾玉と管玉（第6号墳出土）

滑石製模造玉とガラス玉（第9号墳出土）

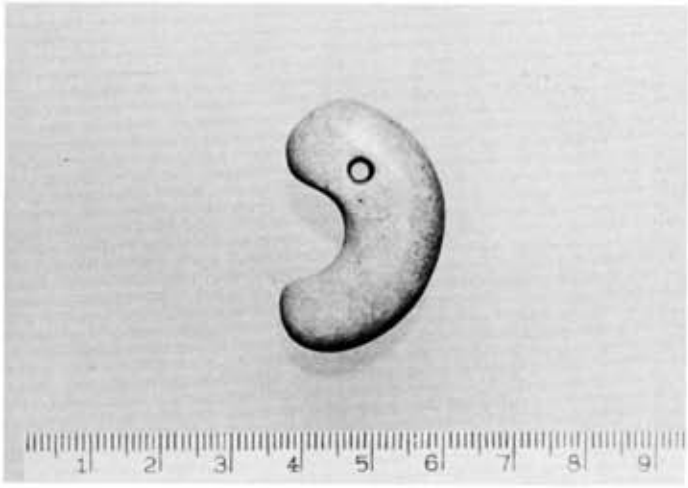

勾　玉（第1号墳出土）

第20図　出土遺物一耳環

左2個第8号墳出土、右1個第2号墳出土

第21図　出土遺物——鉄器類

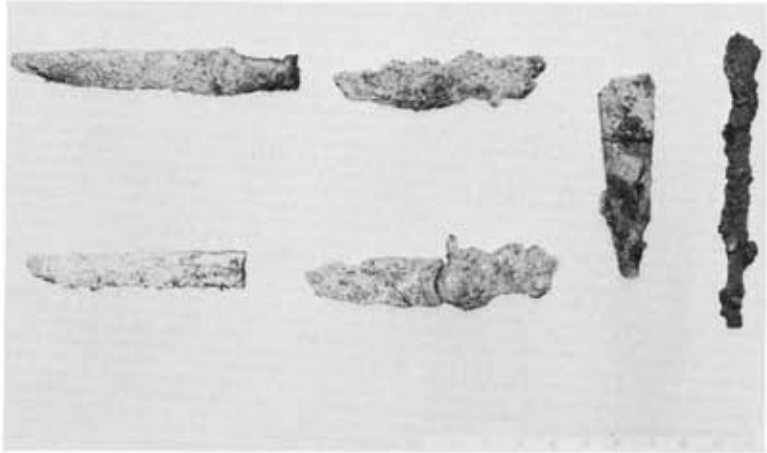

鉄刀子・鉄鏃

鉄刀

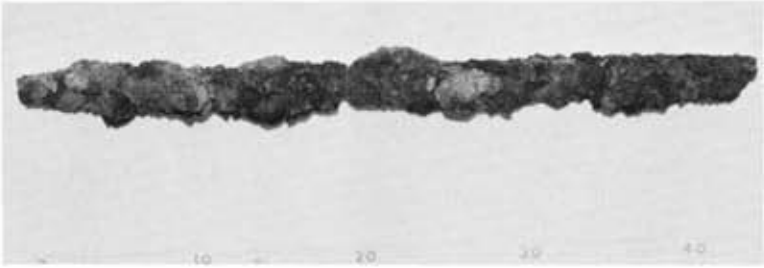

鉄剣

鉄斧

鉄鍔

第22図　出土遺物——馬具類

辻　金　具

鉸　具

第23図　出土遺物――紡錘車

第 8 号墳出土

第24図　出土遺物――土器類

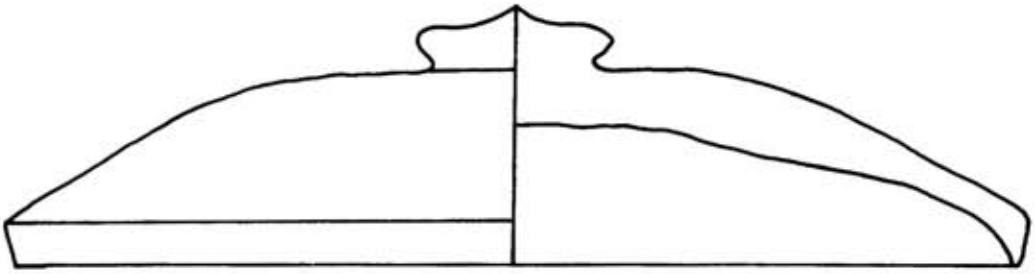

須恵器坏蓋（第２号墳羨道出土）

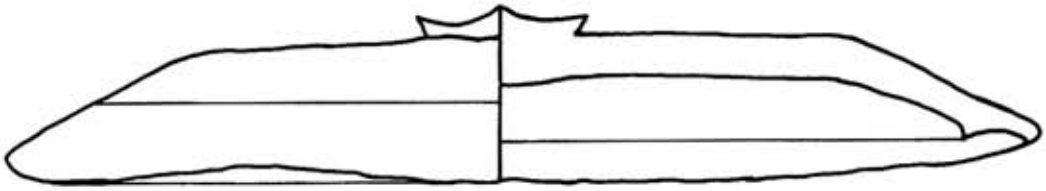

須恵器坏蓋（第２号墳羨道出土）

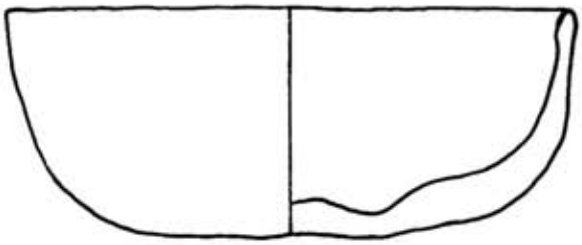

須恵器坏身（第２号墳閉塞石下出土）

佐賀県文化財
調査報告書　第二十一集

鳥栖市山浦古墳群

昭和四十八年三月二十三日印刷
昭和四十八年三月三十一日発行

編　集　佐賀県教育庁文化課
発　行　佐賀県教育委員会
印　刷　佐賀県印刷局